

特集「教職の専門職性の再検討」に寄せて

勝野正章

本特集で使用されている「地位」論と「役割・実践」論という分類をここでも借りるならば、「地位」論を中心とする「狭義の専門職性」論の停滞期（1970年代後半～現在）は、医師や弁護士や研究者など伝統的専門職に対する信頼の揺らぎが多く、国で広がった時期と重なっている。それには専門職が行うサービスの当事者ないし市民が自らの知や感覚の正統性の復権を要求するという社会的背景があったが、それだけでなく新保守主義や新自由主義という、（とりわけ福祉）専門職による「営業独占」を弾劾するイデオロギーが影響力を発揮するようになったこととも大に関わりがあった。これは教職についても例外ではなく、イギリスのサッチャー保守党政権時代に典型的に見られたように、教職の専門職性を社会的に擁護することは身勝手な自己利益の主張と同一視され、市民の利益に反するものとして批判の矢面に立たされるという状況が見られたのである。日本においても、専門職性に対して否定的な教育政策が打ち出され続け、教師バッシングが強まったことと「停滞」は無縁ではない。教職の専門職性論の「地位」論から「役割・実践」論への重心移動は、このような社会的・政治的な逆境下での、学校・教室というより安全な砦への「緊急避難」であったとも言えなくはないだろう。

しかし、そもそも教職の専門職性を学校・教室における「役割・実践」に限定して論じることは可能なのだろうか。

本特集の諸論考において取り上げられている、労働条件や教育条件に関する集団的自律性、倫理、保護者との関係における自律性、教師集団の同僚性とさらにそれを超える児童・生徒、保護者、地域住民、他の教育専門職との協働（「ラディカルな同僚性」）といった教職の諸「特性」は、教職の専門職性論を学校・教室の内部に閉じ込めておくことが不可能であることを物語っている。教職の専門職性を個人的自律性とその基盤となる知識・技能という問題群に限定しようとしても、自ずとその枠組みを踏み越えてしまい、その公共的性格と社会的諸関係を論じないわけにはいかないのである。ところで、大田堯は1974年の論文のなかで「教師の自由」と「教師の専制」とはまったく違うものだと述べ、「教師の自由」とは「教師が何よりも親と子どもたちとにたいして重い責任を背負わされ、同時に政府をはじめとして、社会全体からの強力な支援を保証されている状態のもとで、自己抑制を通じての創造的な実践が可能であること」と書いている。これは、シンプルではあるが、私にとって最も納得できる教職の専門職性論の一つである。本特集を読んで改めてそう思

った。

本特集は、教職の専門職性論を学校・教室から社会的な文脈へと連れ戻し、長年に及ぶ停滞期に終止符を打たんとする意欲的な試みである。その理論研究、歴史研究、学説史研究、国際比較研究の成果が多くの読者に読まれ、教職の専門職性論の再活性化につながることを論考の筆者たちとともに願ってやまないものである。